

第358回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和元年6月3日(月) 13時29分から14時21分まで
- 2 場 所 広島県庁本館1階102会議室(広島市中区基町10-52)
- 3 出席委員 中山委員, 細田委員, 真田委員, 杉山委員, 津山委員
- 4 議 題

(1) 会長及び会長代理の選出について

(2) 審 議 (2件)

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について			
第1号議案	町営住宅の敷地内通路に2.0メートル以上接する敷地における一戸建て住宅の建替え	海田町	同 意
建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について			
第2号議案	幅員1.2メートルの町道に2.0メートル以上接する敷地における一戸建て住宅の建替え	坂町	同 意

(2) 報告事項 (1件)

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告(包括同意許可案件 1件)

5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ

TEL (082) - 513-4183 (ダイヤルイン)

6 会議の内容(概略)

議 長 これより審議に入ります。

ただいまの出席委員は5名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立いたします。

議 長 それでは、まず、第1号議案について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 (第1号議案について説明)

議長 最初で、よくわかりにくいところもあろうかと思いますが、何か御質問とかございますか。御遠慮なくおっしゃっていただければと思うんですが。
何かございませんか。

委員 あそこの駐車場入り口の左側は駐車場なんですけど、一時停止とか何か、駐車場よりはみ出て車をとめるということはないんでしょうね。その辺は厳しく指導しておられるのかなと思うんですが。

議長 お願いします。

事務局 敷地に接した駐車場ということによろしいですか。

委員 はい。

事務局 右下の駐車場の部分かと思いますが、あそこの部分につきましては、駐車場の区画を明確に明示しておりまして、その中に車をとめるようにということになっておりますので、今回2メートルを確保している部分につきましては区画から反対側までは2メートル確保できている状況になっておりますので、その区画の中に車をとめていただくということで、支障ないと考えております。

議長 ついでに聞きますけど、区画の大きさは。

事務局 区画の大きさは2.5メートル掛ける5メートルぐらいだったと思います。

委員 1台分ですよ。

事務局 はい。1台分です。

委員 この申請地には車で直接行くということにはできないということですよ、この位置関係からしますと。

事務局 今、図面でお示ししております黄色いところがこの団地内の敷地内通路になりますけれども、その団地内の敷地内通路を通過して申請地まで車で行くことは可能になっております。

委員 そうなんですか。

事務局 はい。

議長 敷地内に車をとめられる。

委員 とめられるんですね。

事務局 今回の計画では、敷地内にも車をとめるスペースは設けられております。

委員 今ここは、国の土地を町が借りていて、町立の建物が建っているということなので、将来的に、例えばこの国の土地を民間に売却とかになる可能性がありますよね。そのときにもこの家の人はこの道路を使うことが約束できるんですかね。

事務局 まず、今、町営住宅が建設されておりまして、その町営住宅がある限りは敷地内通路は使えると、維持されるということになると思います。

町営住宅は昭和 47 年、48 年あたりに建っておりまして、今、四十数年たっているんですけども、耐用年数が 70 年ということもございます。

将来的にどういう形になるかというのは明確ではないんですけども、例えばその町営住宅が廃止されて団地内通路がなくなったとしても、先ほど御説明させていただきました囲繞地通行権ということで、今回袋地になっている敷地でございますので、その周辺の囲繞地を通行する権利は 2 メートル分、国のほうからは保障されているという状況になっております。

議長 ほかによろしいですか。

委員、何かございませんか。

委員 今のところ大丈夫です。

ただ、駐車場に駐車するのは大変だなという感じはしますけれども、現実こういう計画であるのならば、何もこちらから言うことはないかなと思っています。

議長 ありがとうございます。

そうしますと、この第 1 号議案につきましては原案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(委員同意)

議 長 ありがとうございます。では、同意いたします。

議 長 続きまして、第2号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (第2号議案について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見はございませんか。

委 員 じゃ、1点だけ。

議 長 どうぞ。

委 員 先ほど砂防ダムの建設で町道が整備とかおっしゃってましたが、それはここに出てくる町道、いわゆる非道路とか、これとは関係ないところにまたできるという御説明だったのでしょうか。これが拡幅されるとか、そういうことではなくてですか。

事務局 これから図をお出しさせていただければと思うんですが、大変見にくいんですけども、こちらの右下に見えるものが砂防ダムになります。

中央真ん中に黄色く塗ってあるところが申請地でございます。

既存の道路は、上のほうで左から右に太いものが見えると思いますが、あれが既存の道路になります。

それから赤色の線で砂防ダムまで道路がつくような計画になっていると思いますが、こちらのほうが管理用道路ということになりますので、現在の町道と一部ラップしたような形で管理用道路が築造されるという予定になっております。

委 員 じゃ、できると、より安全な道路に接続することになるということですか。

事務局 そうですね。現状が1.2メートルとなりますので、4メートルまで広げられるということを聞いておりますので、現状よりは広い道路が確保されるということになると思います。

委 員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

委 員 災害でということなので、爪あとがまだいっぱい残ってるということなので、早

期に周りも改善されればいいなというふうに、思わず感じてしまいました。

議 長 ありがとうございます。
委員は何かございませんか。

委 員 先ほどの砂防ダムの説明で非常によくわかりました。
この最後の資料で、下水管とかそのあたりを町道に排出することになってますけど、その辺の設備も新たにできるということですね。それでよろしいですね。そちらに流すということなるわけですね。

事務局 はい。管理用道路は将来的には町に移管されるということで、その管理用道路に下水とか、あとは、側溝も含めて排水関係の整備もされるというふうに、今回整備するのは県の建設事務所が整備することになるんですけども、そちらのほうから聞き取っております。

委 員 わかりました。結構でございます。

議 長 ほかにはよろしいですか。
委員、よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 それでは、同意するというところでよろしいでしょうか。

(委員同意)

議 長 ありがとうございます。それでは、同意いたします。

事務局 (報告第1号基準1について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして御意見とか御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 特にないようでしたら、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

7 會議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 第2号議案
- 報告第1号